

(別紙)

森林の未来を考える懇談会における意見

平成18年12月11日

重点枠事業としてなじまないとする意見

- ア ソフト事業など基本枠の交付対象である。
- イ 国有林における事業である。
- ウ 維持管理経費である。
- エ 事業目的に照らして適切な実施手法とは認められない。
- オ 別の政策目的による事業である。
- カ 水源地域の森林整備など県事業と重複する。
- キ 特定団体の収益を幫助する事業である。
- ク 産業の創出を支援する事業である。
- ケ 事業目的に照らして適切な実施箇所とは認められない。
- コ 事業の内容が不明確であり、事業の必要性が低い。
- サ 実施要領に照らして交付金の対象外の経費である。

一部修正を求める意見

- ア 年次計画によるため単年度での効果の発現に疑問がある。
- イ 異なる対象分野、交付率を用いている。
- ウ 事業費の一部に に該当する経費を含む。
- エ 事業の実施に関して必要以上の規模の整備計画である。